

令和2年8月17日

債権者 各位

株式会社レナウン

管財人 永 沢 徹

再生計画案提出期限伸長のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当社の民事再生手続（東京地方裁判所 令和2年（再）第7号）にご支援とご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社の民事再生手続においては、再生計画案の提出期限が、令和2年8月17日と定められておりましたが、本日、東京地方裁判所の決定により、当該提出期限が、令和3年2月17日まで伸長されましたので、お知らせいたします。

当社は、その事業再建を確実なものとするため、信用力のあるスポンサーからの支援を前提とした再生計画案を策定することを予定しております。そのため、当社は、再生手続開始直後からスポンサーの選定手続を進めており、その結果、現在、当社事業を評価いただいた複数のスポンサー候補者から意向表明書を受領しております。もともと、支援条件等についてスポンサー候補者から適切な評価を受けるべく、継続的な協議・交渉を重ねている状況にあり、具体的な支援の実現までには、なお相応の期間を要する見込みであることから、上記のとおり再生計画案の提出期限が伸長された次第です。

今後、当社は、できる限り早期にスポンサーを選定し、実効性のある再生計画案を策定するため、管財人及び役職員一丸となって業務に邁進する所存でありますので、変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具